

## 市立豊中病院弁当販売事業者公募（プロポーザル方式）に関する実施要領

### 1 目的

市立豊中病院内部や周辺に飲食店が少なく、職員食堂も運営されていない状態であり、院内従事者が昼食の調達に苦慮しています。そこで、院内従事者の利便性及び福利厚生向上を図るために、弁当販売事業者を公募するものです。

なお利用対象は院内従事者（病院で働く職員、委託業者等）とし、患者は想定に含めません。

### 2 内容

別紙「市立豊中病院弁当販売事業に係る仕様書」のとおり。

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 弁当等の販売にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。

(2) 飲食業（弁当販売、食堂、レストラン、喫茶店、テイクアウト・配達飲食サービス、カフェ、バー等）を営んでいること。

(3) また、(1)(2)を満たした事業者の内、次の①から⑨までの要件をすべて満たす者とします。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

② 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

④ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑤ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）

をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

⑦最近の 2 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のない者であること（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）。

⑧暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。

⑨ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていない者であること。

#### 4. 応募に関する事項

##### (1) 日程（令和 7 年（2025 年））

■ 募集要領等の公表	2 月 4 日(火)
■ 現 地 見 学 会	2 月 10 日(月)
■ 質問事項の締切	2 月 12 日(水) 17 時 15 分必着
■ 質問事項への回答	2 月 18 日(火) 予定
■ 資料提出期限	2 月 26 日(水) 17 時 15 分必着
■ 委員からの質問	3 月 6 日(木) 予定
■ 委員への回答	3 月 11 日(火) 予定
■ 可否の通知	3 月 18 日(火) 予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

※現地見学会については、希望する業者があった場合に実施します。見学を希望する場合は、事務局（(7)提出先・問合せ先）に記載している連絡先メールアドレスに 2 月 6 日（木）までに希望する旨お送りください。受付後、詳細については個別に連絡させていただきます。

##### (2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式 6）を電子メール（電話での質問は受け付けません。）で事務局あてに提出してください。

（提出期限：令和 7 年（2025 年）2 月 12 日(水) 17 時 15 分（必着））

なお、提出されたすべての質問への回答は、令和 7 年 2 月 18 日(火)（予定）に本市のホームページに掲載し（質問者名は表示しません。）、個別には回答しません。

##### (3) 提出資料

提出書類は以下のとおりです。

片面刷り、フォントサイズは原則 10.5 以上としてください。フォントは任意です。

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加申込書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 1
2	誓約書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 2
3	参加資格確認書	応募者の印鑑登録した印を押印	様式 3
4	会社概要	商号又は名称、代表者名、設立年月日、本店所在地、営業拠点数、従業員数、資本金、沿革、事業概要等を記入。	様式 4
5	企画提案書	※企画提案書は、「5.事業者選定 (2)審査項目」により審査するため、この内容に留意して作成してください。 ※企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。	様式 5
6	販売品一覧	自由形式（商品名・価格・商品 PR 等記載ください）	-

#### (4) 提出部数

提出書類は【参加申込書】以外は正本 1 部、副本 6 部（副本は、正本の複写可）提出してください。企画提案書の副本には、応募者の名称を記載しないでください。

#### (5) 提出期限

令和 7 年（2025 年）2 月 26 日(水) 17 時 15 分（必着）

提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合は応募を無効とします。

#### (6) 提出書類の取り扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

#### (7) 提出先・問合せ先

〒560-8565 大阪府豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号

市立豊中病院 病院総務課（管理棟 4 階）

TEL 06-6843-0101（代表）

E-mail hsoumu@city.toyonaka.osaka.jp

## 5. 事業者選定

### (1) 審査方法

- 当院職員で構成する「市立豊中病院弁当販売事業者選定委員会」を設置し、審査基準に基づき書類審査により審査します。
- 書類審査の際、各委員からの質問がある場合、事務局から提案者にその内容をメールで通知し、提案者は期日までに事務局に回答するものとします。
- 審査は、各委員が企画提案書等の内容を採点し、全委員の合計点数により順位を決定します。
- 全委員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- 合計点数の最も高い提案者が 2 者以上あった場合は、当該提案者の中から委員の合議によって、第一優先交渉権者を選定します。

## (2) 審査項目

審査項目	評価の視点	配点
提案消費・サービス ・販売方法	メニューの種類・ボリュームは適正か、健康に配慮したメニューか、また販売方法（キャッシュレスの可否、売り場の装飾等）の提案があるか	20点
価格	価格は適正か	15点
品質管理・衛生管理	品質管理が徹底されているか及び衛生管理や感染症等の蔓延防止を徹底しているか	15点
企画力・商品・開発力	独自の商品企画力及び開発力及び商品の提供力（商品の品ぞろえ等）を有しているか	10点
実績・経験	弁当販売業務に必要な知識・経験を有しているか	10点
業務遂行力	適切な業務を遂行できる体制をとれているか	10点
環境配慮	省エネ、リサイクル及び食品ロス等の環境負荷を考慮した営業形態を確立しているか	10点
業務に関する PR	業務への意欲、資料の正確性等を有しているか	10点

## (3) 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年（2025年）3月18日（火）に電子メールにて通知します。

## (4) 審査結果の公表

最終審査結果については、本市ホームページ等により公表します。

## 6. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に「3. 応募資格要件」の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 提出書類において虚偽の記載があったとき。
- (6) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がないとき。

## 7. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更すること

はできません。

- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに「参加辞退届」(様式 7) を提出するものとします。
- (7) 審査、評価及び応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は一切受け付けません。